

傍 聴 要 領

新潟県防災企画課（新潟県避難所環境整備方針検討会）

1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する者は、会議開催予定時刻までに、会場の受付で傍聴を希望する旨を告げ、係員の指示に従って会議の会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は先着順で行い、会議開始予定時刻前であっても、定員になり次第終了します。

2 傍聴に当たって守るべき事項

傍聴者は、会議の傍聴に当たっては、下記事項を遵守してください。

- (1) 会議の開催中は、静粛に傍聴すること。
- (2) のぼり、旗、プラカード、鉢巻き、ゼッケンその他示威のために利用すると認められるものを携帯または着用しないこと。
- (3) 会議における発言に対して、批評を加え、または拍手その他の方法により公然と可否等を表明しないこと。
- (4) 私語、または騒ぐ等会議の進行を妨害する行為をしないこと。
- (5) 会議場内で、写真・ビデオ撮影、録音等を行わないこと。ただし、座長の許可を得た場合にはこの限りではない。
- (6) 会議場内において、携帯電話を使用しないこと。また、呼び出し音等を鳴らさないこと。
- (7) その他会議の進行を妨害するような行為をしないこと。

3 会場の秩序維持

- (1) 傍聴者は、会議の傍聴に当たっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が前記2の規定に違反し、係員の注意に従わない場合は、退場していただく場合があります。